

# 東日本大震災直後の金融・決済面の動向

## データに基づく事実整理

日本銀行では、東日本大震災での経験を将来の大規模自然災害に対する備えに活かすために、当時の被害の状況や金融機関の取り組みなどを、随時、取りまとめてきました。震災から2年が経過した本年3月に公表した本論文では、被災地における決済機能や決済の動向について、データ面から当時の状況を振り返っています。ここでは、その中から、被災者に対する現金供給の状況を取り上げて解説します。

\*全文は日本銀行ホームページに掲載されています。http://www.boj.or.jp/research/brp/ron\_2013/ron130311a.htm/

二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災は、被災地の金融機関にも甚大な被害を与えた。多くの店舗が地震の揺れによる損壊や津波による浸水などの被害から閉鎖を余儀なくされた。こうした場合、一般に、被災地の人々や企業は、金融面のさまざまなニーズがあるにもかかわらず十分にサービスを受けられない可能性がある。すなわち、生活必需品の購入などに必要な現金を確保せねばならない中、①近隣の金融機関の店舗・ATMの閉鎖や②預金通帳・カードの紛失等の理由から、現金供給サービスに普段通りにアクセスできない状況が発生し得る。また、浸水や火災などで損傷した通貨を引き換えることも必要となりうる。

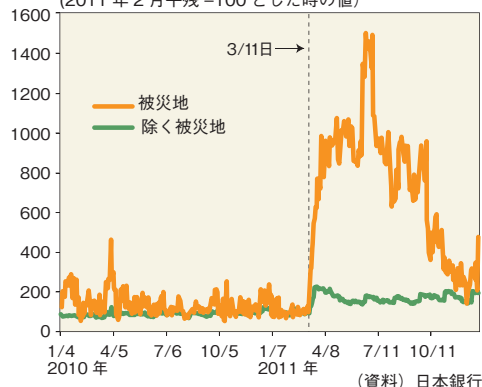
### 被災地金融機関における流動性の確保

図表1は、東日本大震災の前後の期間について、被災地金融機関およびそれ以外の金融機関が日本銀行に有する当座預金残高の推移を示している。図表の縦軸は、震災が発生する前の当該当座預金残高の合計値について、二〇一一年二月平残値を一〇〇とし

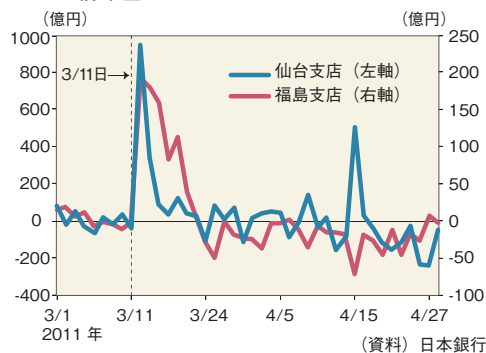
て規準化したものである。被災地金融機関の当座預金残高は、震災の直後から急増し、震災発生から一週間後の三月十八日には震災前の約五倍に、三月末には約七倍に、そしてピーク時（六月二十日）には一五倍程度の水準に達した。被災地の金融機関では、被災直後に急増した現金需要（後述）への対応や予期できない資金流出等に備え、震災直後から多額の資金を確保する必要に迫られていたものとみられる。

この間、確保された資金の一部は、現金として引き出されている。図表2は、被災地域内の日本銀行支店における銀行券の払超幅（前年差）の推移を表している。震災発生翌営業日である三月十四日（月）の現金ネット

図表1 被災地金融機関の当座預金残高  
(2011年2月平残=100とした時の値)



図表2 被災地の日銀支店における銀行券払超幅の前年差

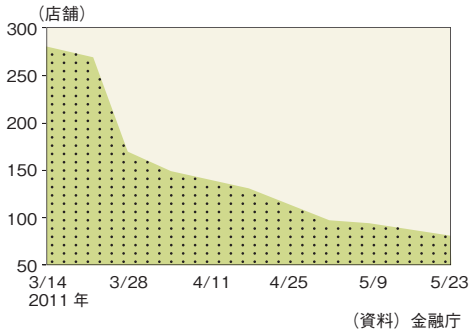


引出額は、日本銀行仙台支店で前年対比十九〇〇億円程度、福島支店で同二〇〇億円程度と大幅に増加した。日本銀行では、こうした現金需要の急速な増加に対応するため、被災地金融機関と連携しながら、被災直後の十二日（土）、十三日（日）に、青森、仙台、福島の各支店や盛岡事務所（盛岡市保健管店）で現金供給を継続した（注）。

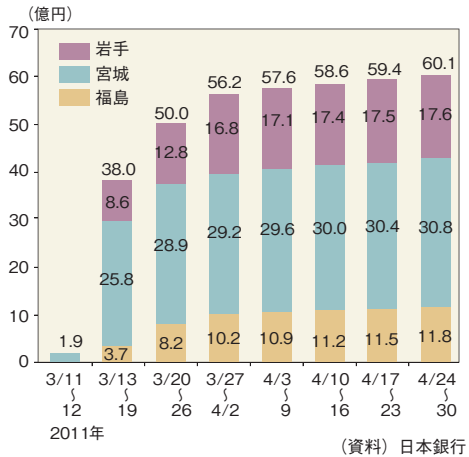
### 現金供給体制の維持

金融機関により日本銀行本支店から引き出された現金が、実際にどの程度市中で流通したかを直接観察することは、データの制約から難しい。ここでは、被災地の人々や企業からみた

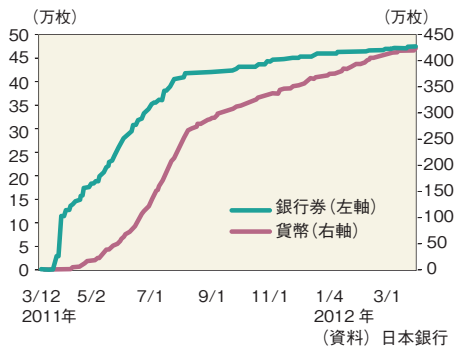
図表3 被災地金融機関の閉鎖店舗数



図表4 金融上の特別措置による支払の実績



図表5. 損傷通貨の引換状況 (枚数、累計)



【注釈】

注：2011年3月12日(土)～3月13日(日)に引き出された現金は、3月14日(月)における現金のネット引出額に含まれている。

図表1：被災地金融機関は本店が岩手県、宮城県および福島県に所在する地銀・第二地銀(地銀4行、第二地銀4行)。

図表2：払超幅＝日本銀行支店における払出額－日本銀行支店における受入額。前年差は、曜日による変動要因を取り除くため、例えば2011年3月1日(火)と2010年3月2日(火)の払超幅の差としている。

図表3：集計対象は東北6県および茨城県に本店を置く金融機関(72先、営業店計約2,700店舗)。

図表4：本店が岩手県、宮城県および福島県に所在する地銀・第二地銀・信用金庫のうち、回答可能先の計数(地銀3行、第二地銀1行、信用金庫8庫)。計数は累積ベース。

図表5：震災により損傷した銀行券・貨幣の引換枚数。盛岡市臨時引換窓口分を含む。

現金供給サービスの利用可能度を間接的に評価するために、①被災地金融機関の店舗の営業状況と再開に向けた動き、②通帳等を紛失した顧客に対する支払いの状況、③損傷通貨の引換状況、という点から振り返る。

①被災地金融機関の店舗の営業状況と再開に向けた動き

図表3は、震災直後に閉鎖を余儀なくされた被災地金融機関の店舗数の推移を示したものである。東日本大震災では、東北から関東の太平洋沿岸にある金融機関を中心に、地震や津波により損壊した店舗などが多数に上った。三月十四日(月)時点では、東北六県および茨城県に本店のある七二の金融機関の全営業店約二七〇〇

か店のうち、一〇%強に相当する約二八〇か店が閉鎖となるなど、甚大な被害を受けた。こうした中、被災地金融機関は、震災直後から被災店舗の復旧や仮店舗の設置を通じて金融・決済機能の維持に懸命に取り組んだ。この結果、図表3の震災直後に閉鎖された店舗のうち約四割が三月末までに営業を再開するに至った。

②通帳等を紛失した顧客に対する支払いの状況

震災当日、内閣府特命担当大臣(金融)と日本銀行総裁の連名で、「平成二十三年(二〇一二年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」(金融上の特別措置)が発出された。同措置では、①預

金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることを確認して払戻しに応ずること、②届出の印鑑のない場合には拇印にて応ずること、③汚れた紙幣の引換えに応ずることなどを金融機関等に要請している。こうした要請に基づき、被災地金融機関が通帳等を紛失した顧客に対する現金支払いを行った実績(震災後の累積値)は、震災発生の翌週までに約三八億円にものぼり、二〇一二年四月末までには六〇億円に達している(図表4)。

③損傷通貨の引換状況

前述の金融上の特別措置における汚れた紙幣の引換えについて、被災地金融機関では、水に浸かったり、火事の被害を受けて損傷した現金が店

舗に持ち込まれた場合には、自ら鑑定し引換えを行う、あるいは日本銀行本支店に取り次ぐといった対応を行っている。震災発生後には、日本銀行の被災地支店の引換え窓口にも多額の損傷銀行券・貨幣が持ち込まれ、二〇一二年三月末までの累計でそれぞれ四七万枚・四二万枚に達した(図表5)。

このように、被災地金融機関の懸命な取り組みもあって、被災者に対する現金供給の機能は維持された。金融・決済システムの関係者においては、ここで紹介したデータを参考にしつつ、大規模自然災害への備えを一層充実させるべく、今後も、着実な取り組みを続けていく必要がある。